

秋田県スポーツ少年団登録規程内規

第1条 この内規は、秋田県スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。

第2条 秋田県スポーツ少年団登録規程第3条に関しては、次の通りとする。

- 1 登録区分は、単位団においてスポーツをすることが主な活動である場合は「団員」、スポーツを指導することが主な活動で公認スポーツ指導者資格(以下、「公認指導者資格」という。)を保有する場合は「指導者」、単位団の取りまとめ等が主な活動の場合は「役員」、育成母集団などの単位団活動の運営やサポートが主な活動の場合は「スタッフ」とし、スポーツ少年団活動を行う者は、これらのいずれかに登録するものとする。
- 2 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
- 3 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者資格保有者とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
- 4 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成されるものとする。なお、団員数がやむを得ない理由により人数に満たない場合は、秋田県スポーツ少年団の判断により、団の登録を認める場合がある。
- 5 前項における指導者は、少なくとも2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者(次のいずれかにあてはまる者)としなければならない。
 - (1) 令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
 - (2) スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者
 - (3) 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
 - (4) 令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者
- 6 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次の(1)または(2)を満たせばよいものとする。
 - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の受講を修了すること。
 - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない(0名)の場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の受講を修了すること。
- 7 指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
- 8 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
- 9 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市町村スポーツ少年団に申請するものとする。
- 10 市町村スポーツ少年団は、上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に秋田県スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、市町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
- 11 秋田県スポーツ少年団は、市町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また、秋田県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。

12 秋田県スポーツ少年団への登録料は、次の通りとする。

- ・団員1名 600円（日本スポーツ少年団へ300円、秋田県スポーツ少年団へ300円）
- ・指導者、役員およびスタッフ1名 1,300円（日本スポーツ少年団へ700円、秋田県スポーツ少年団へ600円）
- ・スタートコーチ（ジュニア・ユース）受講登録料は、1名1,000円。

第3条 秋田県スポーツ少年団登録規程第5条に関しては、次の通りとする。

- 1 新規登録単位スポーツ少年団については、団認定証と認定リボンを交付するとともに、情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
- 2 更新登録単位スポーツ少年団については、認定リボンを交付するとともに、情報誌「Sport Japan」を送付する。
- 3 団員については、団員章を交付する。
- 4 指導者については、登録証ならびに指導者章を交付する。
- 5 役員およびスタッフについては、登録証を交付する。

第4条 前条による認定を受けた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは、市町村スポーツ少年団、秋田県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加する権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用（営利目的での使用を除く）を認められる。

第5条 登録者の個人情報は、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、秋田県スポーツ少年団、市町村スポーツ少年団にて共同利用する。その他、個人情報の詳細については、別途定める。

第6条 この内規は、常任委員会の議決によって変更することができる。

附 則 1 この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 2 第2条1項、2項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 3 第2条1項、2項、3項、4項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 4 第1条、第2条1項、2項、第3条1項、2項、3項、4項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 5 この内規は、令和元年12月18日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則 6 1. この内規は、令和3年2月24日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

2. 第2条第6項は、令和3年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合）

指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附 則 7 1. この内規は、令和4年2月22日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

2. 第2条第6項は、令和4年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

(1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

(2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合）
指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも計2名が、令和4年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

- 附 則 8 1. この内規は、令和5年3月17日に改正し、令和5年4月1日から施行する。
2. 第2条第6項は、令和5年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

(1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和5年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

(2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合）
指導者、役員及びスタッフのうち少なくとも計2名が、令和5年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

- 附 則 9 1. この内規は、令和6年2月26日に改正し、令和6年4月1日から施行する。